用語集

【あ行】

◆アンコンシャス・バイアス

無意識の偏見。思い込み。「〇〇であるべき」「〇〇のくせに」「普通は〇〇だ」など、過去の経験から気づかないうちに身につけているものの見方や偏りのこと。

◆育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成４年４月に施行された法律。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められている。

◆ＳＮＳ（エス・エヌ・エス）

Social Networking Service の略称。

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのこと。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供している。

◆ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジー・ズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす令和 12（2030）年を年限とする 17 の目標（ゴール）と 169 の達成基準（ターゲット）から構成される国際社会共通の目標。

【17 の目標】1 貧困をなくそう、2 飢餓をゼロに、3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等を実現しよう、6 安全な水とトイレを世界中に、7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに、8 働きがいも経済成長も、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、10 人や国の不平等をなくそう、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任 つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう、16 平和と公正をすべての人に、17 パートナーシップで目標を達成しよう

◆ＮＰＯ（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization(非営利団体)の略称。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

◆Ｍ字型曲線

女性の年齢別就労率（労働力人口比率、労働力率）を折れ線グラフでみた場合、学卒後と子育て後終了後を２つの山とし、その間の子育て期が谷のようになって、ちょうど M の字のような形になっていることという。

◆ＬＧＢＴ（エル・ジー・ビー・ティー）

レズビアン（Lesbian）・ゲイ（Gay）・バイセクシュアル（Bisexual）・トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つ。

・レズビアン：女性を好きになる女性。（性自認が女性で、性的指向が女性に向いている人）
・ゲイ：男性を好きになる男性。（性自認が男性で、性的指向が男性に向いている人）
・バイセクシュアル：男性を好きになることも女性を好きになることもある人。
・トランスジェンダー：出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を自認する人。

◆エンパワーメント

力（パワー）をつけることの意。女性のエンパワーメントは、男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

【か行】

◆固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考えのこと。女性が「固定的な性別役割分担意識」によって社会進出をはばまれてきた、ということはよくいわれるが、男性も「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたといえる。

【さ行】

◆ジェンダー

「男性らしさ（こうあるべき）」「女性らしさ（こうあるべき）」といったような社会的、文化的、心理的に形成された性差のこと。生物学上の性を意味するセックス（Sex）と区別される。

◆女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、昭和 54 年に国連総会で採択され、日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた後の昭和 60 年に批准した。

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成 27 年 9 月に公布された法律。国、地方自治体や 301 人以上の大企業は、自社の女性活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・届出・周知・公表、女性の活躍に関する情報公表などが義務づけられている。令和元年の改正により、令和 4 年 4 月 1 日から一般事業主行動計画の策定・届出、自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が 101 人以上の事業主に拡大される。

◆ストーカー規制法

正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。ストーカー行為に対する処罰などの規制と、被害者に対する援助を定め、平成 12 年に成立した法律。ストーカーとは、一方的に関心をいだいた相手がいやがるにもかかわらず執拗につきまとう人のことをいう。

◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成 30 年 5 月に公布・施行された法律。衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。

◆セクハラ

セクシュアル・ハラスメントの略称。
性的いやがらせのことで、雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就労環境を著しく悪化させること」と考えられている。

◆選択的夫婦別姓制度

結婚する際に夫婦同姓か夫婦別姓かを自由に選べる制度のこと。

【た行】

◆男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月に公布・施行された。

◆男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和 61 年 4 月から施行された法律。同法では労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されている。

◆ＤＶ（ディー・ブイ）

ドメスティック・バイオレンスの略称。
一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力」のこと。「暴力」とは、身体に対する暴力またはこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指す。

◆デートＤＶ

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のこと。

【は行】

◆パートナーシップ制度

自治体が性的少数者のカップルなどの相互関係を認める制度。お互いを日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーとして自治体に宣誓することで、受領証や証明書を受け取ることができ、公的サービスなどの利用が可能になる。なお、法律上の婚姻とは異なるため、法的効力はない。

◆配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）

配偶者からの暴力に係わる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。
「配偶者」には事実婚を含む。男性、女性の別は問わない。また、離婚後（事実上の離婚を含む）も引き続き暴力を受ける場合を含む。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者については、法律を準用することになっており、保護命令の対象等となる。

◆配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、(1) 相談や相談機関の紹介、(2) カウンセリング、(3) 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、(4) 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、(5) 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、(6) 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助等を行う。都道府県の婦人相談所その他適切な施設においてその機能を果たすものとされ、平成 19 年の改正により、市町村が設置する適切な施設においてもこの機能を果たすよう努めるものとされた。

◆パワハラ

パワー・ハラスメントの略称。
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為のことをいう。

◆ファミリー・サポート・センター

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を行う組織。子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行っている。

【ま行】

◆マタハラ

マタニティ・ハラスメントの略称。
女性の妊娠・出産を理由に解雇や降格といった不当な扱いや、精神的・肉体的な嫌がらせのことをいう。また、マタニティ（母性）に対して、男性が育児のために休暇や短縮勤務を取得することを妨げたり、嫌がらせすることをパタニティ（父性）・ハラスメントという。「パタハラ」と略して使用されることもある。

◆メディア・リテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力のこと。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことをいう。

◆メンタルヘルス

精神面における健康のことで、心の健康、精神衛生、精神保健と称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩み、などの軽減・緩和とそれへのサポートのことをいう。うつ病などの心の病気（精神疾患）の予防を目的とした場面で使われる。

【ら行】

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。個人、特に女性が生涯に渡って、身体的・精神的・社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルス、また、主体的に自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されるとして、子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。

◆ロールモデル

具体的な行動や考え方の模範となる人のこと。

【わ行】

◆ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳される。国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいう。

第四次大泉町男女共同参画推進計画

令和３年３月発行

発　行　　大泉町
編　集　　企画部多文化協働課
　　〒370-0595　群馬県邑楽郡大泉町日の出55番１号
　　TEL　0276-63-3111（代表）

第四次大泉町男女共同参画推進計画